

「第四次循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見の募集の結果について

平成30年6月19日

1. 結果概要

「第四次循環型社会形成推進基本計画(案)」について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間 : 平成30年5月8日(火)から平成30年5月28日(月)まで
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-gov)、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) ご意見提出方法: 郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

- 意見提出者数 19名
- 意見数 74件

3. ご意見の内容とそれに対する考え方

別紙のとおり

意見No	ページ	行	見出し番号	ご意見内容	ご意見に対する考え方
1	1	1-12	はじめに	「はじめに」のあたまから12行目までは、第3次計画のコピペである。コピペで始めると読む気がなくなる。同じ内容でも少しは読む人に配慮して書いたかどうか。手抜きではないかと疑われる。コピペはその後、全編のあちこちにある。いったいどのような立場の職員が書いたのだろうか。大学のレポートなら絶対通らない。	継続性を確保するため、変更の必要がない部分は第三次循環基本計画の記述を踏襲しています。なお、第四次循環基本計画案は環境省の循環型社会形成に関する各施策の担当者が原案を作成し、中央環境審議会循環型社会部会における審議及び関係府省との調整を経て環境省循環型社会推進室の担当者がとりまとめています。
2	3	11	1.1.	2017年末、中国が廃プラや古紙の輸入を禁止しました。このため、これまで中国に輸出されていた廃プラが、現在、産業廃棄物として処理されています。また、国内の古紙価格も在庫過剰となり、価格が急落しています。さらに、コンビニや自動販売機の回収ボックスなどから回収されたペットボトルについても、そのリサイクルが滞り、国内循環に大きなマイナスをもたらす懸念が高まっています。このようなマイナス影響に対する対策も課題であることをきちんと盛り込むべきです。	ご意見を元に、以下のとおり修正します。 61ページ22行目 「資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、」
3	8	1,2	1.4.	物質フローの図が二枚あるが、説明がない。15年の間に国内資源、蓄積純増ともに半減しているが、本当か？この理由について、本文できちんと説明すべき。	国内資源、蓄積純増が減少するなど循環型社会の形成が大きく進展した要因については、7ページの11から15行目で循環型社会の形成に向けた取組に加え、大規模公共工事の減少等の影響によるものであると記載しているため、原案どおりとさせていただきます。
4	10	29	1.6.	修正 P10 29行目 No.29の注釈 P9 34行目と番号が同じ P95に該当の注釈がありません。	ご意見を元に、注釈番号を修正し、KPIIについて以下のとおり注釈を追加します。 「KPI:Key Performance Indicatorの略で、重要業績評価指標のこと。」
5	11	3-11	1.7.	生活の様式が変化してきていることについて根拠となるデータがあれば示して頂きたい。	平成29年12月1日に開催した中央環境審議会循環型社会部会(第24回)の参考資料3の57から64ページをご覧ください。
6	11	12-28	1.7.	説明に「%」と「割」が混在しているので統一してはどうか。	1%単位で細かい割合を示す数値については「%」を用い、10%単位の大まかな割合を示す数値については「割」を用いているため、原案どおりとさせていただきます。
7	12	6 12	1.8.	「取り組むとともに、」の後並びに「総合的な人材」の後に「その担い手となる専門的な業務を持つ者等」を加える 資源循環及び適正処理の担い手の構成者として事業者があるが、その実務を行う担（人材）の位置づけの明示	資源循環及び適正処理の担い手としての専門的な業務を持つ者が減少しているという問題意識について、前段で記載しているため、原案どおりとさせていただきます。
8	12-29		2	「2」の「具体例」がわかりづらい。どう見ても実際にあることなのかと誤解を招きかねない。それにありもしない未来像を延々と書いて意味があるとも思えない。「5」とのだぶりが多く削除したらどうか。	過去の循環基本計画と同様に、将来像について明確にイメージできるように将来像の具体例を現在形で明示する必要があると考えているため、原案どおりとさせていただきます。なお、現在形で生き生きと将来像を記載することで実際にあることなのかとの誤解を招かないよう、第四次循環基本計画では「将来像の具体例」と小見出しをつけています。
9	12 13	32-35 13-19	2	「背景・課題」も大業な表現が多い。「できない」「許さない」が多く、頭に「我々」となっているので、異様な感じがする。削除し、大量生産・大量消費の社会から000を目指すことは、SDGSでも00」といった風にならどうか。スピーカーでがなっているようで、こなれた日本語で表現してほしい。	2.1は持続可能な生産消費という概念がSDGsにも記載されていることのみを記載するのではなく、大量生産・大量消費型の社会が持続可能な開発のための2030アジェンダ採択の背景となった戦争、貧困、暴力、人権抑圧、自然破壊、環境汚染、気候変動等につながったことを示した上で、循環型社会を構築し世界に広げることが持続可能な開発のための2030アジェンダのビジョンで示された貧困からの自由、栄養のある食料がある世界、天然資源の利用が持続可能である世界を目指すことにもつながることを示した文章であるため、原案どおりとさせていただきます。
10	14	14,15	2.2.	「森・里・川・海」の保全が「地熱・風力・水力」を生み出す仕組みについて説明をお願いしたい。	地熱・風力・水力等の再生可能エネルギー源を確保するためには、適切な環境保全措置を講じながら、土地を改変して発電設備を設置するなど自然環境に適度に手を加えて維持管理する必要があることから、「森・里・川・海を保全し適度に手を加えて維持管理することで生み出される」と記載しています。
11	14 15	33-36 1-10	2.2.	2.2の【将来像】において自然災害への対応が記載されているが【背景・課題】【将来像の具体例】には何ら記載されていない。当該部分は「2.5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築」に移してはどうか。	2.5は災害廃棄物処理体制に限定している一方、14ページ30行目から15ページ6行目の記述は災害時の廃棄物発生量の低減だけでなく、資源投入量の低減、自然環境の保全、低炭素型の地域づくり、地域防災力の向上も目指した地域づくりの記述であるため、原案どおりとさせていただきます。
12	15	26-29	2.2.	都市と農山漁村間の循環形成が農林水産品の高付加価値化・ブランド化をもたらすように読めるが、どの様な理屈で高付加価値化・ブランド化されるのか説明をお願いする。	「農林水産品が都市部において消費される」ことが「都市生活者から…農林水産品への資金の還流が生まれ」につながるという趣旨の文章です。なお、農林水産品の高付加価値化・ブランド化はまずは生産者の創意工夫が必要となります。都市と農山漁村との持続的な人の交流が共感を生み、農林水産品が都市部において消費されることで、必要な資金を確保し、消費者のニーズや嗜好を把握し、さらなる高付加価値化やブランド化につながっていく可能性があると考えています。
13	17	9-38	2.3.	リユースの丁寧な記述が、3次計画には2か所にわたってあったのに、今回はほぼなくなった。他の施策とひとまとめにして用語として出てくるが、独自の役割りについて書かれていない。3次計画をもとに、記述を追加したらどうか。	リユースを含む2RIに関連するビジネスについては、第四次産業革命により多様なビジネスモデルが生まれ広がってきている現状を受けて、2.3でライフサイクル全体での徹底的な資源循環として、将来像の具体例を各段階ごとにその効果や役割を含めて記載しているため、原案通りとさせていただきます。

14	17	19-21	2.3.	<p>長期間サービスの為の点検・修繕・交換等の為には、製品によっては部品の大量在庫や部品製造設備の長期保有が必要となり生産性への影響が懸念されるため施策に当たっては慎重な検討をお願いしたい。また、低炭素製品・省エネ製品の普及を阻害しないよう配慮をお願いする。</p>	<p>17ページ13、16行目のビジネスモデル等について平成30年度よりコストや低炭素化の観点も含めて評価検証する事業を行う予定となっており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
15	19	1,2	2.3.1.	<p>プラスチック製容器包装については、安全・衛生面での必要性や、環境負荷の面で有用性からワンウェイが必要とされているケースも少なくない。また、食品ロス削減の観点から、最近では農水省も高機能化容器包装を評価している。よって、単に「使い捨てだから削減すべき」と言うのではなく、「よりリサイクルに適した設計」(例;使用後、熱回収すべき部分と材料リサイクルすべき部分を分離できる容器包装)や、より廃棄部分の少ない設計等により排出抑制を目指すべきと考えます。 当該文章は以下のような書き方が適切と考えます。</p> <p>「…安全衛生面での必要性、容器包装軽量化による温暖化防止効果、および容器包装高機能化による食品ロス削減効果等を勘案した上で、ワンウェイの容器包装のよりリサイクルに適した設計、より廃棄部分の少ない設計等により排出抑制が最大限図られる…」</p>	<p>ご指摘のとおり、プラスチック製容器包装については、全体として環境負荷の低減等に資する場合もありうるため、中長期的な方向性を受けた国の取組を記載しているP.61 26行目において「環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減」と記載しており、趣旨は盛り込まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
16	19	1-13	2.3.1.	<p>プラスチックの課題(の解決)についてのみ記載されているが、プラスチックの活用による環境負荷削減(断熱材や自動車軽量化等)、食品ロス削減、などのプラス面にも言及すべきでないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、プラスチックについては、全体として環境負荷の低減等に資する場合もありうるため、中長期的な方向性を受けた国の取組を記載している61ページ29行目において「環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減」と記載しており、趣旨は盛り込まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
17	19	5,6	2.3.1.	<p>プラスチックは鉄やアルミニウム等の金属と異なり、使用中に紫外線等により劣化するほか、リサイクルに際しては再ペレット化工程や加工時の熱履歴等で劣化するため、材料リサイクルの際にはバージン樹脂を数10%程度ブレンドしているのが実情であり、鉄やアルミニウムのように繰り返し材料リサイクルすることはできない。よって、「…繰り返し循環利用がされている」というのは、「永久機関」を標榜しているかのように誤解されかねない。 使用済みプラスチックを分子レベルまで分解し、原料として繰り返し再利用できるケミカルリサイクルや、材料リサイクルに適さない使用済みプラスチックの石油燃料代替化も、有限資源の使用削減策として評価すべきです。 当該文章は以下のような書き方が適切と考えます。</p> <p>「…質の高い再生利用が行われるとともに、…質の高い再生利用が難しい使用済みプラスチックについてはケミカルリサイクルや熱回収等により、適切に循環利用がされている。」</p>	<p>ご指摘のとおり、技術的な制約等で繰り返し循環利用することが困難なケースはあり得るため、中長期的な方向性を受けた国の取組を記載している61ページ24行目において「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ～何度も循環利用する」と記載しており、趣旨は盛り込まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
18	19 61	5,6 19-24	2.3.1. 5.3.1.	<p>工業用プラスチック(ABS系やPC系)やミックスプラスチックの国内外リサイクルルート整備を希望する。 一般用途プラスチック(PS系、PP系など)は国内でも多くのリサイクルルートがあり適切な循環が行われているようだが、工業用プラスチックやミックスプラスチックの多くは中国輸出・リサイクルが主要ルートであったため、平成29年の中国による雑品廃棄物輸入規制強化後、リサイクルルートが弱体化(売却価格引き下げや受入中止)に直面している。従来、費用面でも不利になるため、安易に熱回収や焼却・埋立のルートに流れることが無いよう、経済的にも有利なリサイクルルート整備が必要。</p>	<p>ご意見を元に、以下のとおり修正します。 「資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、」 また、中国の廃プラに対する輸入規制を受けて、昨年11～12月に、国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、プラスチックリサイクルの高度化に資する設備の導入に対して補助金を交付する「プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業」を実施し、今年度も同様の公募を5月8日～7月6日の期間で実施しているところです。</p>
19	19 61	5,6 19-24	2.3.1. 5.3.1.	<p>工業用プラスチック(ABS系やPC系)やミックスプラスチックの国内外リサイクルルート整備を希望する。 一般用途プラスチック(PS系、PP系など)は国内でも多くのリサイクルルートがあり適切な循環が行われているようだが、工業用プラスチックやミックスプラスチックの多くは中国輸出・リサイクルが主要ルートであったため、平成29年の中国による雑品廃棄物輸入規制強化後、リサイクルルートが弱体化(売却価格引き下げや受入中止)に直面している。従来、費用面でも不利になるため、安易に熱回収や焼却・埋立のルートに流れることが無いよう、経済的にも有利なリサイクルルート整備が必要。</p>	<p>同上</p>
20	19 61	5,6 19-24	2.3.1. 5.3.1.	<p>工業用プラスチック(ABS系やPC系)やミックスプラスチックの国内外リサイクルルート整備を希望する。 一般用途プラスチック(PS系、PP系など)は国内でも多くのリサイクルルートがあり適切な循環が行われているようだが、工業用プラスチックやミックスプラスチックの多くは中国輸出・リサイクルが主要ルートであったため、平成29年の中国による雑品廃棄物輸入規制強化後、リサイクルルートが弱体化(売却価格引き下げや受入中止)に直面している。従来、費用面でも不利になるため、安易に熱回収や焼却・埋立のルートに流れることが無いよう、経済的にも有利なリサイクルルート整備が必要。</p>	<p>同上</p>
21	19	7-10	2.3.1.	<p>2.3.ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の2.3.1.プラスチックにてバイオマス由来のプラスチックの使用が進み、焼却される場合も確実に熱回収されている。さらに、農業用シート、食品廃棄物の収集袋など、(生)分解が望ましい用途については生分解性のプラスチックが使用されている。こうした取り組みを通じて、プラスチックの3R施策とともに、温室効果ガスの排出削減、化石資源への依存度低減、海洋環境等への影響低減等が図られるなど、資源循環型産業とが活性化されている。とご評価をいただき感謝申し上げます。上記の通り、業界団体としても製品の普及を図ってまいります。上記の意見4で述べた通り、バイオマス由来のプラスチックと生分解性のプラスチックの導入促進策の検討と世界的な関連の技術開発に遅れぬような支援策をお願いしたい。</p>	<p>5.3.1において、「バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する」と記載しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

22	19	9	2.3.1.	「分解」を「生分解」にする。 理由 欧州で禁止の動きにある「酸化生分解型プラスチック(Oxo degradable plastics)」による酸化分解と明確に区分するため。 根拠 2018年1月の欧州プラスチック戦略(A EUROPEAN STRATEGY FOR PLASTICS IN A CIRCULAR ECONOMY)において、酸化生分解型プラスチック(Oxo degradable plastics)の禁止に向けた動きを進めることが明記されている。(下記リンク14ページ及び18ページ参照) http://ec.europa.eu/enviroment/circular-economy/pdf/plastics-strategy-brochure.pdf	分解が望ましい用途としては、生分解と酸化生分解の別はないため、原案通りとさせていただきます。
23	20 21	26-28 16-19	2.4.1.	【将来像の具体例】 「産業廃棄物においては、～廃棄物の不法投棄や不適正処理が見られなくなっている。」 【背景・課題】 「廃棄物の不法投棄や不適正処理は～一定の成果が見られるものの、撲滅には至っておらず、現在も悪質な事案が発覚している。」 両者の整合性が取れていない。 実態はどうか、統計等に基づいて具体的に明示して頂きたい。	【背景・課題】では現状を踏まえた背景・課題を記載しているのに対して、【将来像の具体例】は将来目指すべき循環型社会を具体的に例示しています。廃棄物の不法投棄や不適正処理については現状は撲滅には至っていませんが、将来的には不法投棄や不適正処理が見られなくなることを目指す必要があるため、原案どおりとさせていただきます。なお、不法投棄や不適正処理の実態については平成29年12月1日に開催した中央環境審議会循環型社会部会(第24回)の参考資料3の47,48ページをご覧ください。
24	20	31,32	2.4.1.	「必要がある。」の後に「と同時に、これらの職務を遂行する「総合な人材、担い手の確保などが求められる。 高齢化、「専門的な業務を持つ者の数の減少」などから。	各種取組を実現する基盤整備については2.7.1に記載しているため、原案どおりとさせていただきます。
25	21	29	2.4.1.	「また、各事業者はその担い手たる専門的業務を持つ者が、人材育成策の一環として学ぶ時に学ぶ等の機会が配慮され、当該事業所の循環型社会形成事業の発展に貢献している」等について触れてはどうでしょうか。 新等で各事業者の循環型社会形成の職務に従事する専門的業務を持つ者等、学ぶべき時に学べる等の職場環境が形成されている	循環分野における人材育成等の方向性については、2.7.3.1に記載があるため、原案どおりとさせていただきます。
26	24	4,14,28	2.5.1. 2.5.2.	「環境省等に支援を要請できる信頼関係が醸成されている。」とあるが災害廃棄物処理を信頼関係に頼るのか。「仕組みが構築されている」とするべきではないか。	災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた仕組みづくりとして、都道府県による市町村・廃棄物処理事業者・団体等との連携体制の構築、研修会や訓練の開催等(24ページ1行目から3行目)、地域ブロック内の連携体制の構築等(24ページ17行目から21行目)、環境省による全国レベルの支援体制の構築等(24ページ26行目から25ページ7行目)を記載しています。 これらの仕組みづくりに加え、自治体・関係団体・環境省等との信頼関係の醸成が必要であるため、原案どおりとさせていただきます。
27	29	7-14	2.7.3.	どの業界にも当てはまるが、特に廃棄物処理業においては人材確保が難しくなっており、十分なライフスタイルを形成できているとは言い難いです。実態をしっかりと把握し、人材育成、人材確保に向けた施策に期待したいです。	廃棄物処理業において人材育成、人材確保は重要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
28	30	10	3. 別紙2	SDGsのターゲット12.5においては、「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」と明記されています。 また、循環型社会形成推進基本法は、個別リサイクル法の上位法であり、第四次基本計画においても数値目標を設定することが推奨されています。 この点、(別紙2)において、容器包装についての「リサイクル率目標」が明記されていないことは重大な不備があると言わざるを得ません。 早急に数値目標を掲げることを課題として明記すべきです。	平成28年5月の合同審議会の報告書では、「国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきである。」と記載されており、本報告書に基づき、まずは目標設定に向けた指標の検討や調整を関係者の皆様とする必要があり、原案のとおりとさせていただきます。
29	31	4	3.1	循環利用率の重要なファクターである再使用量は何かと調べると、瓶のリユースの量だけだった。リユースがこれしかないということだろうか？他のリユースはなぜ、算定しなかったのか。なぜ、省いているのか？これで正しい率がでるのだろうか。こうした点について、きちんと本文で説明すべき。	3.3.1に今後の課題として明記しているとおり、再使用量を含む入口側の循環利用率や法律上の廃棄物に該当しない循環資源の量については網羅的なデータ整備が困難であり、必要なデータを入手できない一部の循環利用率については算定できていません。今後、関連部局と連携したデータ整備に向けた取組を推進するとしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
30	33-41 80-92		3.2. 別紙2	第四次循環型社会形成推進基本計画においては、「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」として、新たに多くの指標が設けられている。当指標については、モニタリング目的である旨など、その性格付けを本計画に明記すべきである。また、これらの指標のあり方や有効性については、点検時に十分に議論を行うべきである。	ご意見を元に、以下のとおり修正します。 29ページ31行目及び30ページ3行目 「可能な範囲で数値目標を設定するとともに、数値目標を設定しない指標については当面の推移をモニターする。」
31	33	13-15	3.2.1.	「産業分野別の資源生産性は、各産業の推移や同種製品を製造する同業種内での比較を見る上では有効であるが」との記述は、鉄鋼業には当てはまらない為、「有効である」との断定的表現でなく、「有効な場合がある」等、鉄鋼業のような例外があることを含意した表現に改めて頂きたい。 鉄鋼業では、異なる製法(高炉法と電炉法)が一体的な鉄鋼資源循環システムを形成し、当該システム全体で鉄スクラップをほぼ100%循環利用している。全ての鉄鋼製品は、社会での使用を終えた後に鉄スクラップとして回収され、当該システムを通じて何度も繰り返し新たな鉄鋼製品に生まれ変わる。この無限リサイクルにより、天然資源は超長期に亘り節約され、環境負荷も低減されている。(高炉法・電炉法一体で評価する世界鉄鋼協会のLCA方法論が今秋には国際規格化の予定) 世界の鉄鋼需要が今後もアジアを中心に拡大するなか、発生量に限りのある鉄スクラップのみではこの需要を満たすことはできず、鉄鋼業は今後も天然資源を利用していかなざるを得ないが、この天然資源を用いた鉄鋼製品も、いずれ無限リサイクルのなかで超長期に亘り、天然資源の節約や環境負荷低減に貢献することになる。 このように、異なる製法(高炉法と電炉法)が一体的な鉄鋼資源循環システムを形成し、無限リサイクルを実現している鉄鋼業にとって、業界内で、天然資源投入量や鉄スクラップ利用量の多寡により資源生産性の優劣を比較することは無意味であり、また、かかる誤った比較は、循環資源としての鉄鋼の評価を歪めかねない。	ご意見を元に、以下のとおり修正します。 33ページ14行目 「産業分野別の資源生産性は、各産業の推移や同種製品を製造する同業種内での比較を見る上では有効である場合が多いが、基礎的条件の異なる産業間の比較には適さないことに留意する必要がある。」

32	33	17-19	3.2.1.	循環型社会ビジネスの市場規模」について理解を深める為、推移のデータを示して頂きたい。	第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について(平成29年5月、中央環境審議会)の35ページをご覧ください。
33	36	15-16	3.2.3.	「国民一人あたりの一次資源等価換算した資源消費量」「1人当たりマテリアルフットプリント」 この考え方は今後の資源循環の円滑化において重要と考えられるので早急に正式な指標として取り入れるべきと考えます。	国民一人あたりの一次資源等価換算した天然資源等消費量は第四次循環基本計画の代表指標として取り入れています。なお、SDGs 指標である「1人当たりマテリアルフットプリント」の推計方法は定まっていますが、マテリアルフットプリントを一次資源等価換算した天然資源等投入量から一次資源等価換算した輸出入量を引いた量として推計する方法も検討されており、その場合は「国民1人あたりの一次資源等価換算した天然資源等消費量」とSDG 指標の「1人当たりマテリアルフットプリント」は同一の指標となります。
34	36	22	3.2.3	3次計画でリユースの市場規模を調べるとあり、実際、その後調査結果がでているにもかかわらず、今回、何も書かれていない。さらに前回同様、市場規模を調べるとしている。担当者が前回の計画とその後の検証を踏まえてかいていないからではないか。	第三次循環基本計画の各指標の評価・点検の結果については「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について(平成29年5月、中央環境審議会)」を公表しているため、第四次循環基本計画には網羅的に記載することはしていません。今後もリユースが進展し、市場規模が拡大していくことを目指すため、第四次循環基本計画においてもリユース市場規模を代表指標とし、評価・点検を行う必要があると考えています。
35	41 80-92	18	3.2.7. 別紙2	育成・普及啓発に関する指標に「循環型社会形成」を推進する要素に、横軸に「モノ」や「カネ」から「ヒト(人材)」・「データ」の要素についても示してはどうか。 特に、循環社会形成に要する各部署のヒト(人材)を列挙し、循環型社会形成に要する人の数、現在値及び実現に要する目標値を掲げる。 随所に「人材」の育成が掲げられているが、住民等の環境思想に関する啓発、普及(環境教育)の面では、その活動等が報じられるが、専門的業務を持つ分野のその実績が表示されることがない。循環型社会形成、廃棄物の適正処理の具体的な推進者の実態、及び5.7.3「循環分野における人材育成、普及啓発等に関する数値化の拡充	循環型社会形成に要する人の数等に関して統計データがないため、原案どおりとさせていただきます。
36	42	28-34	3.3.3.	「3.3.3.」で気になる表現がある。「例えばほとんどを埋立していた状況から循環利用を進めている国と、わが国のように――」という表現。熱利用を考慮すべきということを言っているが、熱利用を考慮したリカバリー率をみると、日本とドイツではそもそも比較にならないほど差がある。ドイツは7割を越え、8割に迫る数字だと思われる。ドイツでは統計として公表しているため、評価方法を検討するのではなく、日本がすぐに国内の率を出せば済む話のように思える。	高効率の廃棄物発電と低効率の廃棄物発電とを同等に評価することは適切でないとの意見があるなど熱回収を考慮した出口側の循環利用率について検討すべき課題があると考えています。
37	42	23-34	3.3.3.	わが国の「サーマルリサイクル」を国際的にも適切に評価されるようにし、アジア諸国の手本とすべきであり、政府の努力を期待する。 廃棄物発電をはじめサーマルリサイクルの意義・有効性について、国民に広く理解が進むように努力が必要である。特に、混合された汚れた廃プラの場合にはメカニカルリサイクルよりも優れている場合もあることについて広く啓蒙していくべき。	サーマルリサイクルの意義、有効性について適切に評価した上で、国内外に周知することは重要と考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
38	44	33-35	4.2.2.	散乱するペットボトルなどの河川や海域への発生抑制対策を、地方公共団体の役割とするべきではありません。 マイボトルを必ず持参する人や、ペットボトルをポイ捨てしない人にも負担を求めることは公平ではありません。 しかも、近年、マイクロプラスチックなど散乱するペットボトルごみの問題が大きくクローズアップされている中で、この6月からペットボトルを使用したノンアルコールビールが、コンビニで販売されようとしています。ますます空ペットボトルが散乱することが強く懸念されます。 基本的に、ペットボトルなどの河川や海域への発生抑制の対策は生産・販売する事業者と購入する消費者が担うようにすべきです。マイクロプラスチック対策を強化するためにも当事者の責任を問うことが求められます。	ペットボトルなどの河川や海域への発生抑制対策は重要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
39	44,53,54,60		4.2.2. 5.1. 5.3.	4.2.2、5.1、5.3に記載のあるうち、食品リサイクル法について。現在、食品リサイクル法に記載のある再生利用事業者及び再生利用事業計画には収集運搬の特例が認められているが、収集運搬の特例のみでは食品関連事業者から排出される食品系廃棄物のリサイクル率は上がらないと考える。理由としては、製造業以外の食品関連事業者から排出される廃棄物は一般廃棄物に分類され、排出される店舗、事業所が立地する市町村外で処分をする場合は各市町村で搬出入の合意が必要となる。この場合、各市町村には廃棄物の処理計画、方針が存在しているため合意が得られない場合が多い。そのため、再生利用事業者であってもその事業者が立地する市町村外の物を受入ることが困難であるというのが現状である。例えば市町村外の一般廃棄物を収集運搬できる特例があったとしても処分業者が受入できる法的整備が無ければ食品リサイクルは進まないと考えられる。 食品関連事業者の食品系廃棄物に限定し、市町村間の合意が無くても再生利用事業者が受け入れ可能な法的整備を実現することを提言する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、食品廃棄物を含めた一般廃棄物の処理は、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村の自治事務とされており、各市町村の一般廃棄物処理計画に基づいて行われるものです。 食品リサイクル法の基本方針では、地方公共団体は「環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とこととされていることから、市町村に食品リサイクルの推進に努めるよう働きかけてまいります。
40	48-51		4.2.6.	プラスチックのリサイクル事業者は中小企業が多く、国のさらなる支援策を期待。	環境省としては、中国の廃プラに対する輸入規制を受けて、昨年11,12月に、国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、プラスチックリサイクルの高度化に資する設備の導入に対して補助金を交付する「プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業」を実施し、今年度も同様の公募を5月8日～7月6日の期間で実施しているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
41	50	3, 4	4.2.6.	「並びに生分解性のプラスチックや再生プラスチックの材料への利用、」と記載する(生分解性のプラスチックを追加)。 生分解性のプラスチックの使用は今後推奨されるものであるが、「生産者の努力」からは漏れており、整合を図るため。	ご意見を元に、以下のとおり修正します。 「バイオマス由来のプラスチック」 脚注を追加。 「バイオプラスチック:バイオマス由来のプラスチックと生分解性のプラスチックの総称」

42	50	23,24	4.2.6.	優良認定を受けた処理業者が積極的に情報発信について ⇒具体的内容が不明確 「積極的」な情報発信という名のもとに公表項目の追加等 条件が懸隔になる懸念があることから今後内容を明示して頂きたい。	情報発信の具体的内容については、産廃処理業者検索サイト「優良さんばいナビ」「さんばいくん」を通じた検索や、優良認定業者が有する廃棄物の再資源化につながる技術や安全性、CO2削減等環境負荷低減につながる取り組みを効果的に情報発信する検索サイト「優良さんばいナビ」等を想定しています。
43	51	5-7	4.2.6.	メーカーの役割として期待されるリユースは、直接再使用(いわゆる中古機再販売)ではなく、部品リユース(清掃・修理・検査を伴うもの)であることを明確にしていきたい。 使用済み製品の直接再使用(中古機再販売)は、マーケットの販売者が主として実施しており、日本の電気電子機器メーカーは基本的に実施していない。メーカーに期待すべき役割は、その技術知見/ノウハウを活用した部品リユース・リマニュファクチャリングやリペア・リファービッシュだと考える。	リユースについては生産者、流通・小売事業者等が連携しながら様々な取組が始められており、生産者の役割を部品リユースに限定する必要はないと考えています。
44	51-56		5.1.	海洋ごみ問題等については、特にアジアの新興国の廃棄物処理体制の整備が急務と認識している。箱ものだけでなく、自治体・住民・産業界の協力により循環型社会の形成を進めている仕組みや考え方なども含め総合的に国際協力を進めることを期待。	アジア・太平洋諸国における循環型社会の構築に向け、アジア太平洋3R推進フォーラム、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)等の場を通じて、資源効率性や3R、海洋ごみ対策等に関する我が国の知識や経験を共有し、議論をリードしてまいります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
45	51-56		5.1.	プラスチックリサイクル事業者の人材確保や付加価値向上への取り組みについても強力な支援を期待。	リサイクル事業者の人材育成、人材確保は重要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
46	51-77		5	「5」は、「00年までに00の達成を目指す」とか書けないのか。「検討する」「目指す」という表現の項目が大半で、あとで検証のしようがない。日経の社説が環境基本計画について、小言を述べたのと同じではないか。循環計画はもっと具体性に富むという位置づけのはずなので。また、今回は、社会・経済的側面を入れたために、よりぼやけてしまったのではないか。	5の冒頭で3.で示した数値目標の達成等に向けて、概ね2025年までに以下に掲げる取組を実施すると記載するとともに、6.2で進捗状況の評価・点検を適切に行うと記載しており、5.の施策は全て2025年までに実施する取組であり、その進捗は3.で示した数値目標の達成等により評価・点検することを明示しているため、原案どおりとさせていただきます。
47	53	31-33	5.1.	高齢化社会の進展を踏まえれば重要なことだと思いますので、評価いたします。 他方、国土交通省は「下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討会」を立ち上げて、下水道による紙オムツの処理実験についての検討を始めました。これが実施されてしまうと、合流式下水道の多い都市部からマイクロプラスチックを海洋に拡散させるだけでなく、ひいては消費者の環境マインドをますます低下させることにつながりかねません。 環境省は、このような検討が安易に進められないように、きちんと他省庁に働きかけるべきです。そして、先進的に取り組まれている「紙おむつリサイクル」の広報を進めると共に、持続可能な循環型システムが社会に広まるような、しっかりとしたガイドラインを策定していただくことを望みます。	国土交通省の検討においても、環境保全上の支障が生じないこと、また、循環型社会形成推進基本法に定める優先順位に沿うことは前提となるものです。また、環境省としては、53ページ34行目から36行目及び65ページ37行目から39行目に「使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う。」と記載したとおり、紙おむつのリサイクルに取り組んでまいります。
48	54 64 89	35-38 32-35	5.1. 別紙2	太陽光発電は長期に亘り発電可能な環境価値の高いエネルギー資源であり、長期安定電源として活用するためのリユース・リサイクルスキームを構築すべきである。現在、経済産業省「事業計画策定ガイドライン」におけるパネルの撤去及び処分費用の事業者負担の明文化、NEDOの関連技術開発、業界の自主的リサイクルスキームの検討など様々な取組が進められている。これらの取組に加え、将来の廃棄量急増を見据えて、環境省・経済産業省で実施する実態調査に基づき、必要に応じて製品製造者、発電事業者、処理業者も取り込んだ実現可能で実効的な義務的リサイクル制度の設計とその活用も必要である。このようなリユース・リサイクルスキームを構築する中で、現在進められている様々な取組・調査結果も包括的に反映した適切かつ実効的なリユース率・リサイクル率の数値目標を設定すべきである。FIT制度導入以降急拡大した太陽光発電は、買取期間終了後も環境価値の高い電気を安価に供給できる貴重は社会資源である。2030年エネルギーミックスや2050年温室効果ガス削減目標達成の観点から、太陽光発電を最大限活用することが求められる。	54ページ38行目から55ページ2行目に「関連事業者による自主的な回収・適正処理・リサイクルスキームの運用状況や欧州の動向等を踏まえながら、リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討する。」と記載したとおり、検討を進めてまいります。
49	56-58		5.2.	マイクロプラスチックや海洋プラスチックごみについての検討に際しては、プラスチックに知見の深い産業界の専門家を必ず参加させてほしい。科学的知見からのファクトファインディングがベースとなり、議論を深めていくことを期待する。	議論にあたっては、多様な視点や知見が必要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
50	61	18-29	5.3.1.	プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(プラスチック資源循環戦略)を策定することは、当該基本計画の趣旨を反映しているものと考えられる。その策定にあたっては関連するステークホルダーの意見も取り入れながら透明性をもって進めて頂きたい。	議論にあたっては、多様な視点や知見が必要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
51	61	19-29	5.3.1.	「プラスチック資源循環戦略」を作る場合に、単に、廃プラ対策だけでやるのであれば、この枠組み(中央環境審議会の中)でいいのだから、本気でやるなら、原料問題やプラスチックの利用による食品ロス削減や省エネ効果等々極めて多角的な視点が必要と思われる。経済産業省などと十分協議しアジェンダを設定してほしい。もちろん、プラスチックの生産・使用・廃棄についてのエキスパートが中核となって参加することが不可欠と考える。	議論にあたっては、多様な視点や知見が必要であると考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

52	61	20-23	5.3.1.	<p>プラスチックは鉄やアルミニウム等の金属と異なり、使用中に紫外線等により劣化するほか、リサイクルに際しては再ペレット化や加工時の熱履歴等で劣化するため、材料リサイクルの際にはバージン樹脂を数10%程度ブレンドしているのが実情であり、鉄やアルミニウムのように繰り返し材料リサイクルすることはできない。</p> <p>よって、「何度も循環利用することを旨として」というのは、「永久機関」を標榜するに等しいと言わざるを得ない。</p> <p>当該文章は以下のような書き方が適切と考えます。</p> <p>「…再生不可能な資源への依存を減らし…適切に循環利用することを旨として…」 (「何度も」を「適切に」に修正)</p>	<p>ご指摘のとおり、技術的な制約等で繰り返し循環利用することが困難なケースはあり得るため、61ページ24行目において「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ～何度も循環利用する」と記載しており、趣旨は盛り込まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
53	61	26, 27	5.3.1.	<p>プラスチック製容器包装については、安全・衛生面での必要性や、環境負荷の面での有用性から「ワンウェイ」が必要とされているケースも少なくない。よって、単に「使い捨てだから削減すべき」と言うのではなく、「よりリサイクルに適した設計」(例: 使用後、熱回収すべき部分と材料リサイクルすべき部分を分離できる容器包装)や、使用後の容器包装をしっかりと回収・再資源化できるシステムの構築が重要である。</p> <p>丸1 を以下のように加筆するとともに、新たに 丸4 を追加するのが適切です。</p> <p>丸1: ワンウェイ容器包装等のよりリサイクルに適した設計等による、リデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減 丸4: 材料リサイクルに適さない使用済容器包装の代替燃料化による石油資源の使用削減に向けた回収・再資源化システムの構築</p>	<p>ご指摘のとおり、技術的な制約等で繰り返し循環利用することが困難なケースはあり得るため、61ページ24行目において「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ～何度も循環利用する」と記載しており、趣旨は盛り込まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
54	61	26,27	5.3.1.	<p>「使い捨て容器包装等のプラスチック使用量の削減」には国民の協力が必要であり、国民が積極的に取組めるように、国や地方公共団体の啓発活動、分別収集活動、地域単位の発生抑制対策が鍵となる。急激な法制化による使用制限等は、関係業界に影響が出る恐れがある。特に、プラスチック製容器包装については、安全・衛生面での必要性や、環境負荷の面での有用性から「ワンウェイ」が選択されているケースも少なくない。この認識に立ち、単にワンウェイ容器包装を削減するのではなく、例えば「よりリサイクルしやすい設計等により、プラスチック廃棄物の削減に努める」等の表現にするべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、技術的な制約等で繰り返し循環利用することが困難なケースはあり得るため、61ページ24行目において「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ～何度も循環利用する」と記載しており、趣旨は盛り込まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
55	61	27,28	5.3.1.	<p>「使用済みプラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用」では、マテリアルリサイクルだけでなく、ケミカルリサイクルとエネルギー回収も重要な有効利用法と考えられるべきである。使用済みプラスチックの一部は、環境効率の良い方法でマテリアルリサイクルすることが困難なケースがあるため、ケミカルリサイクルとエネルギー回収は、使用済みプラスチックを処理するリサイクルシステムに必要であると考えられる。</p>	<p>プラスチックの処理については、その手法ごとの特性を踏まえた上で、適切な循環利用を図ることが望ましいと考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
56	61	28,29	5.3.1.	<p>「バイオプラスチックの実用性の向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進」には、土壌中で再利用可能なCO2やアミノ酸・脂質などに分解する生分解性素材(資源循環)の開発、バイオマス活用(低炭素)を考慮した研究が必要になる。中途半端な生分解性ではなく、環境下で完全にCO2あるいは天然成分にまで分解される素材であること、また、マイクロプラスチック生成の如何を検討する必要がある。経済性も考慮して継続実施すべき課題と認識しているが、バイオマスの入手は一般的に高コストであるので、バイオプラスチックに拘ることなく、燃料化するなど経済的に合理的な選択も必要と考える。また、バイオプラスチックへの代替を促進するためには国全体としてリソース配分を考慮頂きたい。</p>	<p>バイオプラスチックの代替促進等については、技術開発等も含め総合的に推進することとしており、また、循環利用においては経済性及び技術的可能性等を考慮することとしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
57	61	28, 29	5.3.1.	<p>③バイオマス由来のプラスチックや生分解性のプラスチックの実用性向上に修正する。</p> <p>「バイオプラスチック」という用語が注釈無しに記載されていますが、本文19ページとの記載の整合を図り、「バイオマス由来のプラスチック」及び「生分解性のプラスチック」と記載すべきと懸念されるため。</p>	<p>50ページにおいて脚注を加えることとするため、原案どおりとさせていただきます。</p>
58	65	28,29	5.4.1.	<p>メーカーが使用済製品の回収・リサイクルを効率的に実施できるよう、制度の規制緩和を希望する。現在は、広域認定制度取得後の維持・運用に多大な事務ロード(変更届出・申請)やインフラ整備(全国の回収場所・運搬会社に廃掃法上の揭示対応など)が必要であり、効率的とは言いがたい。</p> <p>メーカーによる回収・リサイクルの動機付け上、環境と経済合理性のバランス、すなわち制度の維持・運用容易さが重要なポイントとなる。</p>	<p>本来、廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、都道府県知事等から廃棄物処理業の許可を得なければなりません。広域認定制度は、製品が廃棄物となったものを、当該製品の製造、加工、販売等を行う者(製造事業者等)が当該廃棄物の処理を担うことによって、高度な再生利用等により、廃棄物の減量・適正な処理の推進が期待されるため、特例として、業の許可を不要としている制度です。</p> <p>一方で、廃棄物を扱うことから、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守等通常の許可業者に準じた各種規定の遵守が求められます。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
59	65	28,29	5.4.1.	<p>メーカーが使用済製品の回収・リサイクルを効率的に実施できるよう、制度の規制緩和を希望する。現在は、広域認定制度取得後の維持・運用に多大な事務ロード(変更届出・申請)やインフラ整備(全国の回収場所・運搬会社に廃掃法上の揭示対応など)が必要であり、効率的とは言いがたい。</p> <p>メーカーによる回収・リサイクルの動機付け上、環境と経済合理性のバランス、すなわち制度の維持・運用容易さが重要なポイントとなる。</p>	<p>同上</p>
60	65	28,29	5.4.1.	<p>メーカーが使用済製品の回収・リサイクルを効率的に実施できるよう、制度の規制緩和を希望する。現在は、広域認定制度取得後の維持・運用に多大な事務ロード(変更届出・申請)やインフラ整備(全国の回収場所・運搬会社に廃掃法上の揭示対応など)が必要であり、効率的とは言いがたい。</p> <p>メーカーによる回収・リサイクルの動機付け上、環境と経済合理性のバランス、すなわち制度の維持・運用容易さが重要なポイントとなる。</p>	<p>同上</p>

61	67 68	40 1	5.4.1.	企業として、期限までの処分達成に向け最大限の努力を行う方針であるが、委託処理会社の処理能力も鑑み、計画達成に向けた推進策や支援策の検討をお願いしたい。 H28年版環境白書においても、「期限内の処理完了は決して容易でない状況にあります。(p95)」とあります。期限内処理に向けては、さらなる推進策や支援策が必要と思われる。	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関しては、環境省として、経産省を始めとする関係府省や自治体、関係団体と緊密に連携しつつ、掘り起こし調査、周知広報、種々の支援等を実施してきたところです。いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます、さらなる取組を進めてまいります。
62	67 68	40 1	5.4.1.	企業として、期限までの処分達成に向け最大限の努力を行う方針であるが、委託処理会社の処理能力も鑑み、計画達成に向けた推進策や支援策の検討をお願いしたい。 H28年版環境白書においても、「期限内の処理完了は決して容易でない状況にあります。(p95)」とあります。期限内処理に向けては、さらなる推進策や支援策が必要と思われる。	同上
63	68	11	5.4.1.	「SAICM国内実施計画」 一般的に認知されている言葉ではないと思われるので、概要を注釈で追加したほうがよいと思います。	「SAICM」については注釈13を付けています。ご意見を元に、以下のとおり修正します。 「SAICM ¹³ 国内実施計画に基づいて化学物質管理に取り組むとともに、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した施策を推進する。」
64	73	13-16	5.6.1.	メーカーの役割としてリユースやリマニファクチャリング推進を期待するのであれば、「E-waste等ガイドライン」が関係国間で適切な内容で合意されるよう、日本政府に引き続き強力なリーダーシップを希望する。また、同ガイドラインの適切合意に向けたリーダーシップにおいては、部品リユース・リマニファクチャリングのみならず、「リペア、リファービッシュおよび故障解析を含む使用済み製品の有効活用」に関してメーカーの役割サポートを希望することに対して、リユースやリマニファクチャリングは「(使用済み製品の)発生地≠(製品の)需要地」であるケースも多いため、使用済み製品を適切かつ効率的な運用手続きで輸出入・リユース/リマニファクチャリングできる貿易ルールが重要。	E-waste等ガイドラインの策定については引き続き我が国として積極的に関与していくとともに、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
65	75,76		5.7.2.	RPFやセメントキルンなどへ高効率な廃プラ利用を促進すべき。	プラスチックの処理については、その手法ごとの特性を踏まえた上で、適切な循環利用を図ることが望ましいと考えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
66	82		別紙2	循環と低炭素の統合的向上・項目別物質フロー指標の指標に、地球温暖化対策計画におけるバイオマスプラスチック国内出荷量の数値目標197万トン、目標年次2030年の指標を第四次循環基本計画で新たな指標として追加していただき業界団体として感謝申し上げます。今後ともバイオマスプラスチック製品を正しく理解していただき、正しい使用法と製品の普及促進を図ってまいります。また、リサイクルが困難等の理由で焼却せざるを得ないプラスチック製品について、バイオマス由来のプラスチックの導入促進策の検討をしていただき、普及の促進・支援をお願いしたい。	バイオプラスチックの代替促進等については、技術開発等も含め総合的に推進することとしており、また、循環利用においては経済性及び技術的な可能性等を考慮することとしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
67	36 84	22	3.2.3. 別紙2	ライフスタイル全体に係わる新しい指標の設定を支持します。 (別紙2)にある、「びんのリユース率」や「グリーン購入実施率」の数値目標が空欄となっていますので、ぜひとも数値目標を設定することを要望します。	「びんのリユース率」や「グリーン購入実施率」については第三次循環基本計画においても数値目標を定めておらず、現時点で目指すべき妥当な水準について十分な議論ができていないため、原案通りとさせていただきます。
68	85		別紙2	地方公共団体に対してグリーン購入実施率の数値目標を定めるべきである。 (理由) ・国等の機関はグリーン購入法で義務となっていることから、90%を上回る水準で調達が行われているが、努力義務である地方公共団体や一般的責務である企業については、取り組みが60~70%台で横ばい、ないしは低減傾向にある。国民のグリーン購入に関する意識においても低減傾向にあり、地方公共団体や企業、国民においてグリーン購入の取り組みが進んでいるとは言えない。 ・地方公共団体や企業のグリーン購入を推進することは、温室効果ガス排出削減や資源効率性の向上の観点からも大変有効である。平成28年度名目国内総生産(支出側)によると、地方公共団体は中央政府の約3倍の支出額がある。環境省では、国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス削減効果を年間35,767t-CO2と試算しており、また、再生材を活用した製品の購入は循環型社会を消費側から推進するものである。地方公共団体に国等の機関と同様のグリーン購入を実践させることにより、より大きな温室効果ガス削減および資源効率性の向上をもたらすことが可能となる。 ・国内のグリーン購入が停滞・低減傾向にある状況を打破するためには、地域の様々な主体に対し影響力のある地方公共団体の積極的な取り組みが不可欠であり、その取り組み推進の動機付けや目標となり得る具体的な数値目標を設定する必要があると考える。 ・以上のことから、第四次循環型社会形成推進基本計画(案)においても、地方公共団体に対してグリーン購入実施率の数値目標を定めるべきである。	「グリーン購入実施率」については第三次循環基本計画においても数値目標を定めておらず、現時点で目指すべき妥当な水準について十分な議論ができていないため、原案通りとさせていただきます。
69	86		別紙2	レジ袋削減の指標は、「国民一人当たり年間使用枚数」として、数値目標を設定すべきである。 レジ袋は使い捨てプラスチックの象徴的アイテムであり、多くの国々が有料化や石油系プラスチック袋の使用禁止等の制度を実施し、削減を進めている。3.3.3.に「指標の国際比較」の必要性が明記されており、EUの一人当たり年間使用枚数等との比較がしやすいことから、国民一人当たりの年間使用枚数を指標とすべきである。 「辞退率」は、大手スーパー等が自主的に公表しているものは参考になるが、辞退に対するポイント付与等の取り組みにおいては、辞退率データの対象はポイントカード所有者のみである。また、公表していない業種、中小小売店の実態は把握されていない。国内のレジ袋の出荷枚数をベースとし、年次数値目標を設定することで、国全体の削減実績を見える化する必要がある。	レジ袋の年間使用枚数に関する統計データがないため、原案どおりとさせていただきます。

70	93	別紙3	<p>なお、「GDP/天然資源等投入量」で算出される資源生産性は、国内外の経済情勢や製品価格、資源価格、為替等、変動要因が多岐に亘り、企業努力のみで改善できる性質のものではない。そのような指標を目標値として設定し、その数値の多寡を評価することはそもそも適当ではない。</p>	<p>第一次循環基本計画から一貫して、我が国がより少ない資源投入で経済発展を図ることを目指しており、その全体像を的確に把握し、その向上を図るための指標として資源生産性の数値目標を掲げてきており、近年、SDGs、G7、G20の場においても資源生産性を包含する資源効率性の概念が打ち出されるなど世界的な潮流となっていることから、第四次循環基本計画においても資源生産性の数値目標を掲げることが必要と考えています。</p>
71		その他	<p>今回は第4次計画になるが、初回は20頁とシンプルにして、言いたいことがほぼ網羅され、読みやすかった。当時の竹内課長の思いも伝わる計画だったと思う。ところが、回を追うごとに分量がふえる一方で今回は相当の分厚さとなった。あれもいれたい、これもいれたいとやたら増やしただけの感じがする。例えば審議会では森口委員が、「2」について「すでに17頁」と、肝心の「5」に力をいれるよう指摘したにもかかわらず、2章はその後、28頁に増量。5章も28頁に。いったい誰に読んでもらおうとしているのだろうか。前回までの1章、2章という振り方をなぜやめたのか。環境白書でもこんなことがあるのだろうか。従来の振り方に戻すべきだと思う。通常、大学教員の書いた論文をのぞき、このような振り方はしないのではないかと。3次計画までと整合性がとれない。</p>	<p>第一次循環基本計画策定以降、自動車リサイクル法や小型家電リサイクル法の制定、東日本大震災以降の復旧復興に向けた取組や災害廃棄物対策の充実など循環型社会形成に向けた施策が増えていることから循環基本計画の分量は回を追うごとに増加しています。第四次循環基本計画では経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、7つの方向性ごとに2.で明示した将来像からバックキャスト的に3.で具体的な数値目標を設定し、4.で各主体の連携や期待される役割を記載し、5.で国が実施すべき取組を具体的に記載したことから2.を中心に分量が増えています。2.1、2.2…2.7という振り方にしたのは、7つの方向性のうちどの方向性に関する記述なのか把握しやすくする意図があるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
72		その他	<p>幹部職員名簿をみると、担当室長は併任となっている。これでは、いい計画はつれない。環境省自信が、優先順位を低くしていると思われる。忙しく人繰りが大変なのはわかるが、循環基本法がなぜ、できたのか。法律をつくったときの初心を大事にしなが、取り組んでいただきたい。</p>	<p>担当室だけでなく、環境再生・資源循環局を中心に環境省全体で、関係府省と連携しながら循環型社会形成に向けた施策に取り組んでおり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
73		その他	<p>この基本計画案では、お金の循環について触れていないのが問題だと思います。現状では大半の物に対しては、リサイクル、再利用するよりも、捨てる方が安くつくと思います。でゴミとしての処分費と言うのは税金で補てんしますので、結果どんどんゴミとして捨てるという結果になってしまいます。ところが税金と言うのは、無制限に増やせるわけではないので、結果企業や個人はお金を蓄えるが、国は赤字と言うことになって、金詰り現象が発生します。そこで、消費税的なものを導入して、全面的にデポジット制度を導入して、リサイクル、再利用に協力する個人・企業に対しては税金が返還されるようにして、お金が回るような、リサイクル・リユースに関連してお金が循環する社会にすべきだと思います。そのためには、民間で行っているような下取りサービスに思い切って、大量の補助金をつけたり、公共の場に無人のリサイクルBOXを作って、該当の物を持ち込んだら商品券が返ってくるような装置を開発すべきかと思ひます。後は無人島や、どこかの海上に人工島を作って産廃のリサイクル研究所を作ったり、あるいは外国にゴミを資源として売り飛ばして、そこでリサイクルやリユースをやるべきかと思ひます。あと食品廃棄物に関してですが、くら寿司等で一部やっているようですが、残飯を家畜のえさにする事業みたいなものに大々的に補助金を出して後押し</p>	<p>環境保全上の支障が生じないことを前提にライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うことが必要であり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
74			<p>本計画(案)は非常に細かく多岐にわたり、計画され、文書化されていると思ひます。しかしながら、内容の多くは資源循環や資源循環の国際展開に偏っており、循環型社会形成推進基本法の求める循環資源の循環的な利用を行うための方策については論じられていません。循環型社会形成推進基本法の第2条(定義)では、1循環資源をそのまま再使用、循環資源の全部または一部を再使用すること、2循環資源の全部または一部を原材料として利用、3循環資源の全部または一部を熱として利用することを規定しています。また、第3条から第6条では、循環型社会の形成、適切な役割分担、循環資源の循環的な利用及び処分が規定されていますが、計画ではやはり資源循環として、再生利用が中心になっています。また、第7条の循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則では、第1項の「循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない」とあるのにこの基本原則について触れられているところはまったくありません。今回の計画は、法の目的に沿っているのは一部としか言えないのではないのでしょうか。天然資源の乏しい我が国にとって、鉱物資源やレアメタルなどの確保は大きな課題ではあることは理解しますが、循環型社会の形成という、国民の生活、経済活動に照らせば、循環資源を有用に長期間使えるようにできること、循環資源を廃棄物として処理するための適正処理と生活環境の保全と公衆衛生の確保をどのようにしていくかが重要と思ひます。国民の身近なことを加えるならば、法の目的である、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを、国民は身近に感じると思ひます。具体的なことをいえば、循環資源のうち再使用できるものは再使用することをまずは基本とする。そこで問題となるのが再使用化するためのメンテナンス体制です。国は長期間使用できる制度を構築することが必要だし、消耗品や部品等を製造事業者等から供給できるようにするために関係省庁と協議を実施することが必要となります。本計画は、より循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った形で再考することが必要と考へます。加えて、法第17条の原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置と国のリユース品の調達計画を加えることを望みます。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法の第3条、第4条の趣旨については4.で、第5条の趣旨については2.3.の(使用段階の最適化)や(資源確保段階の最適化)等で、第6条、第7条の趣旨は2.3.の(廃棄段階の最適化)等で、第17条に基づく国の施策については60ページ9行目から14行目や5.7.3.等で、国のリユース品の調達については59ページ27行目から33行目等で記載しているため、原案どおりとさせていただきます。いただいたご意見を参考に、今後も循環型社会形成推進基本法の目的、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に向けた施策を推進してまいります。</p>